

重度訪問介護（障害福祉サービス）の概要

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

※ 病院等に入院又は入所中は、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることから、重度訪問介護により提供される支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としています。

サービスの内容

- 身体介護
 - ・入浴、排せつ、食事、着替えの介助など
- 家事援助
 - ・調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など
- 移動介護
 - ・外出時における移動の支援や移動中の介護
- その他
 - ・生活等に関する相談や助言
 - ・日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り

対象者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する障害者

具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者

- 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
 - 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上であること
- （※平成18年9月末日において日常生活支援の支給決定を受けている者に係る緩和要件あり）